



熊労基発0712第1号

平成29年 7月 12日

(一社) 熊本県産業資源循環協会長 殿

熊本労働局労働基準部長



労働安全衛生法の要件を具備しない石綿特別教育について

日頃より労働基準行政に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当局管内において、下記1の者（有限会社安藤建設）が平成28年以降実施した「石綿特別教育」（労働安全衛生法第59条第3項 労働安全衛生規則第36条第37号）修了証番号第1号～第130号において、労働安全衛生法の規定（石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程）による教育時間（合計4時間30分）が不足していることが判明いたしました。

よって、この特別教育は、労働安全衛生法による特別教育と認められません。

有限会社安藤建設による石綿特別教育を受講している労働者が、石綿業務（石綿障害予防規則第4条第1項各号に掲げる作業に係る業務）に従事する場合は、その労働者を使用する事業者が改めて石綿特別教育を実施する必要があります。

なお、本件のように、事業者が実施すべき特別教育を外部の者に委託する場合は、事業者は、その教育が労働安全衛生法に定められた教育科目、教育範囲、教育時間どおりに実施されたかについて確認する必要があります。教育時間等が不足する場合、労働者を使用する事業者が、特別教育未実施として労働安全衛生法に違反していることとなりますので、特段の注意が必要です。

つきましては、業務御多忙中恐縮に存じますが、別添の資料を配付する等により貴会会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 要件を具備しない石綿特別教育を実施した者
有限会社安藤建設（所在地 熊本県八代市鼠蔵（そぞう）町163番地1）
電話番号 0965-30-9888
- 2 特別教育の種類
石綿特別教育（「石綿障害予防規則第4条第1項各号に掲げる作業に係る業務」に従事する労働者に対する特別の教育）
根拠条文 労働安全衛生法第59条第3項 労働安全衛生規則第36条第37号

担当	熊本労働局	健康安全課
	安全専門官	前田
	電話	096-355-3186

次の 石綿特別教育は 無効です

- 1 石綿特別教育実施者
有限会社安藤建設
所在地 熊本県八代市鼠蔵（そぞう）町163番地1
電話 0965-30-9888
- 2 有限会社安藤建設が発行した石綿特別教育に係る「労働安全衛生法による特別教育修了証」（修了証番号第1号～第130号）は無効です。
- 3 石綿業務に従事する労働者が、有限会社安藤建設が発行した石綿特別教育の修了証（修了証番号第1号～第130号）を所持していても、石綿特別教育を行ったことにはなりません。
- 4 有限会社安藤建設が発行した石綿特別教育の修了証（修了証番号第1号～第130号）を所持している労働者が、石綿業務に従事する場合は、改めて石綿特別教育（教育時間合計4時間30分）の実施が必要です。
- 5 事業者が実施すべき特別教育を外部の者に委託する場合は、事業者は、その教育が労働安全衛生法に定められた教育科目、教育範囲、教育時間どおりに実施されたかについて確認する必要があります。

問合せ先

熊本労働局 健康安全課

電話 096-355-3186

担当 安全専門官 前田